

平成26年12月5日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、平成26年12月4日付で下記職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

被処分者	(所属) 全国健康保険協会 支部 (職名) スタッフ
処分量定	懲戒解雇
処分年月日	平成26年12月4日
事案の概要	被処分者は、41.5日間にわたり無断欠勤をした。

※全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）することとしています。